

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

### 平成30年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 557,386 千円  
 (うち社会保障財源化分 235,159 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	876,453	608,805	6,094	261,554
	高齢者福祉事業	210,821	4,427	36,617	169,777
	児童福祉事業	1,249,378	377,718	97,611	774,049
	母子福祉事業	84,591	27,809	246	56,536
	生活保護事業	371,132	268,710	0	102,422
	その他	187,436	12,763	7	174,666
	小計	2,979,811	1,300,232	140,575	1,539,004
社会保険	国民健康保険事業	344,448	116,919	0	227,529
	介護保険事業	596,757	5,859	0	590,898
	後期高齢者医療事業	727,216	110,372	13,301	603,543
	小計	1,668,421	233,150	13,301	1,421,970
保健衛生	診療所事業	57,601	0	22,000	35,601
	予防対策事業	119,654	180	890	118,584
	健康増進事業	3,365	1,503	0	1,862
	その他	104,624	14,936	9,048	80,640
	小計	285,244	16,619	31,938	236,687
合計	4,933,476	1,550,001	185,814	3,197,661	